

7 募集期間

令和元年12月2日(月)～令和2年1月24日(金)

8 奨学生の基準

人物、健康、学力及び家計の各基準については、愛媛県奨学生に準じて行います。

9 奨学生の内定及び決定

- (1) 学校長からの推せん調書、本人の願書等について審査し内定します。
- (2) 内定者として決定すれば、学校長及び本人へ通知します。(2月下旬～3月上旬頃の予定)
- (3) 学校より内定者の進学先決定の報告を受けた後、奨学生として決定し、学校長及び本人へ通知します。(決定後は、「奨学資金貸付及び返還契約書」の締結が必要となります。)

10 連帯保証人

奨学生に採用されたとき(「奨学資金貸付及び返還契約書」の締結時)及び貸与が終了したときには、印鑑証明書を添付のうえ、連帯保証人と連署押印した書類の提出が必要となります。

連帯保証人は宇和島市に住所を有し、住民税を賦課され滞納していないことが必要です。申請される方(保護者)は、連帯保証人に前もってご説明いただくようお願いいたします。

11 返還の義務

奨学資金は貸与するものですから、卒業後は必ず返還しなければなりませんが、この返還義務以外の付帯義務は一切ありません。また、卒業後の就職、進学その他についても制限はありません。

奨学資金の返還は、貸与を終了してから原則1年経過後、半年賦によって10年以内に返還していただきます。

申し込み希望者は、12/27(金)までに、

宇都宮まで申し出てくださる。